

心身障害者医療受給者証 (マル障受給者証) が切り替わります

今回対象となる方には、9月1日までに新しい受給者証を送付します。平成28年8月31日まで有効の古い受給者証は、9月1日以降に障害福祉課にお持ちいただくか、ご自身の責任で破棄してください。

【対象】身体障害者手帳1級・2級(内部障害者は3級まで)及び愛の手帳1・2度の方で、総所得金額から各種控除を差し引いた額が所得制限基準額(左表)以内の方。ただし65歳以上で新たに障害者(重度障害)になった方は対象になりません。

| 扶養親族等の数 | 所得制限基準額 |
|---------|------------|
| 0人 | 3,604,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 |

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

福生市中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施します

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用に より言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するた

め、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【対象】①②③のいずれにも該当する方

①市内に居住している18歳未満の方

②身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴覚障害を有しない方

③両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

※ただし、本人及び本人の属する世帯の他の世帯員の所得が限度額を超えている方は除きます。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

高次脳機能障害相談

脳卒中や交通事故のあと、新しいことが覚えられなくなった。感情や欲求のコントロールがしにくい等の原因は、もしかしたら「高次脳機能障害」かもしれません。まずはご相談ください。

①【日時】9月13日(火)午後2時～4時

②【日時】9月27日(火)午後2時～4時

③【日時】9月27日(火)午後2時～4時

【場所】市役所1階第3会議室

【対象】高次脳機能障害の当事者及び家族等

【申込み】8月18日(木)から障害福祉課 ☎ 551・1742へ。

介護者交流・おれんじパークを開催します

認知症の方やその家族の

方など、日ごろの悩みや困っていることを、介護経験者の方などと一緒に話してみませんか。お気軽にお越しください。

【日時】9月3日(土)午後2時～4時ごろ

【場所】市役所1階情報スペース

【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

敬老金・敬老記念品を贈呈します

市では、対象の年齢になった高齢者の方にご長寿を祝い、敬老金・敬老記念品(商品券)を贈呈します。

【対象者及び贈呈額】

＜敬老金＞別表1のとおり
＜敬老記念品＞別表2のとおり

【贈呈方法】

＜敬老金＞9月8日(木)から、民生委員がご自宅へお届けします。

＜敬老記念品＞9月8日(木)から、シルバー人材センターの方がご自宅へお届けします。

※敬老金または敬老記念品をお渡しする際には受領印をいただきます。なお、お渡しできなかった場合、10月5日(水)以降、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係の窓口でお渡しします。

※100歳以上の方は、市長がご自宅を訪問します。

▽敬老記念品の商品券の有効期限をご確認ください

平成19年11月1日以降に福生商品券協同組合で発行

している「福生市共通商品券」の有効期限は、発行日より3年間です。敬老記念品として配付したお手元の商品券をご確認いただき、期限内にご利用ください。

別表1 敬老金の対象者

平成28年9月1日現在、福生市に住所を有する方で次の生年月日の方

| 年齢 | 金額 | 平成28年度の対象者の生年月日 |
|------|---------|---------------------|
| 77歳 | 5,000円 | 昭和13年9月2日～昭和14年9月1日 |
| 88歳 | 10,000円 | 昭和2年9月2日～昭和3年9月1日 |
| 99歳 | 15,000円 | 大正5年9月2日～大正6年9月1日 |
| 100歳 | 20,000円 | 大正4年9月2日～大正5年9月1日 |

別表2 敬老記念品(商品券)

平成28年9月1日現在、福生市に住所を有する方で次の生年月日の方

| 年齢 | 金額 | 平成28年度の対象者の生年月日 |
|--------|---------|---------------------|
| 70歳 | 5,000円 | 昭和20年9月2日～昭和21年9月1日 |
| 75歳 | 7,000円 | 昭和15年9月2日～昭和16年9月1日 |
| 80歳 | 10,000円 | 昭和10年9月2日～昭和11年9月1日 |
| 85歳 | 12,000円 | 昭和5年9月2日～昭和6年9月1日 |
| 90歳 | 15,000円 | 大正14年9月2日～大正15年9月1日 |
| 95歳 | 17,000円 | 大正9年9月2日～大正10年9月1日 |
| 100歳以上 | 20,000円 | 大正5年9月1日以前に生まれた方 |

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

平成28年度赤十字社員(会員)募集運動 ～ご協力ありがとうございました～

5月1日から行われた本運動で、皆さんの深いご理解とご協力でお寄せいただいた資金は、日本赤十字社の国際救援活動、災害援護、医療事業、愛の献血など、事業の推進に使用されます。

また、福生市地区の活動に対して、現在までに日本赤十字社から、テント及び炊き出し釜が地域に配備されています。

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1522

▼平成28年度赤十字社員(会員)募集地区別内訳

| (単位:円) | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 町会・自治会名 | 募金額 | 町会・自治会名 | 募金額 |
| 福生熊川住宅自治会 | 53,300 | 牛浜第二町会 | 117,600 |
| 南町会 | 75,500 | 原ヶ谷戸町会 | 157,511 |
| 内出町会 | 82,550 | 志茂第一町会 | 134,350 |
| 武蔵野町会 | 96,500 | 志茂第二町会 | 162,000 |
| 福東町会 | 70,000 | 本町第一町会 | 45,683 |
| 鍋ヶ谷戸第一町会 | 131,900 | 本町町会 | 44,500 |
| 鍋ヶ谷戸第二町会 | 155,800 | 本町中央町会 | 20,900 |
| 玉川台町会 | 46,000 | 本町第六町会 | 52,500 |
| 富士見台町会 | 50,360 | 本町第七町会 | 132,350 |
| 福栄町会 | 25,400 | 本町第八第一町内会 | 141,400 |
| 熊川牛浜町会 | 127,400 | 本町第八第二町内会 | 101,300 |
| 福生団地自治会 | 36,200 | 武蔵野台一丁目町会 | 88,500 |
| 南田園一丁目町会 | 83,400 | 加美平団地自治会 | 43,150 |
| 南田園二丁目町会 | 76,900 | 永田町会 | 95,900 |
| 南田園三丁目町会 | 58,030 | 長沢町会 | 93,900 |
| 牛浜第一町会 | 63,600 | 加美町会 | 193,330 |
| 合計 | | | 2,857,714 |

東京都シルバーパス更新 手続きのお知らせ

満70歳以上の都民の方で、有効期間が9月30日までの「東京都シルバーパス」をお持ちの方は、次のとおり更新窓口を開設します。



東京バス協会から送付される「シルバーパス更新手続きのご案内」をよくお読みになり、必要書類をご用意のうえ、手続きをしてください。

【日時・場所】表①のとおり

【持ち物】シルバーパス更新申込書(東京バス協会から自宅に郵送)、本人確認書類(保険証または運転免許証)、現在使っているシルバーパス、更新に必要な費用(表②のとおり)

【注意事項】1,000円でパスの発行を受ける方は、非課税であることを確認できる書類(確認書類は東京バス協会から郵送される更新申込書と同封の案内に記載)の提示が必要です。

確認書類のうち、介護保険料納入(決定)通知書を紛失した場合、再発行は行っていませんのでご注意ください。

平成28年度経過措置として、平成28年度市民税が課税であっても平成27年の合計

所得金額が125万円以下である方は、1,000円でパスの発行が受けられます。

なお、昨年の一斉更新時に、平成27年度経過措置として平成17年度の住民税が非課税だったことにより1,000円でパスの発行を受けた方には、東京バス協会が対象であることを確認したうえで、更新申込書を郵送するため、更新申込書があれば所得確認書類は必要ありません。 ※新しいパスの有効期間は、発効日から平成29年9月30日までです。

表①

| 場所 | 日程 | 時間 |
|----------|---|------------|
| 市役所第二棟1階 | 9月5日(月)～7日(水) 9月15日(木)・16日(金) 9月27日(火)・28日(水) | 午前10時～午後3時 |

表②

| 対象 | 費用 |
|---|---------|
| 平成28年度市民税が「非課税」の方 | 1,000円 |
| 平成28年度経過措置の対象の方 | |
| 平成28年度市民税が「課税」で、平成27年の合計所得金額が125万円を超えている方 | 20,510円 |

【問合せ】東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎ 03・5308・6950

※月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時